

令和元年駒ヶ根市教育委員会第13回定例会

令和元年11月26日(火) 14時00分
駒ヶ根市役所保健センター2階 大会議室

1 開 会

2 教育長報告 . . . P 1

3 事業報告及び事業計画 . . . P 3

・次回定例教育委員会 12月24日(火) 14時00分～ 保健センター2階 大会議室

4 審議案件

議案第1号 駒ヶ根市一般会計補正予算について . . . P 5

議案第2号 駒ヶ根市公民館条例の一部を改正する条例について . . . P 7

議案第3号 駒ヶ根市地域交流センター条例について . . . P 13

議案第4号 駒ヶ根市児童発達支援施設条例の一部を改正する条例について . . . P 22

議案第5号 駒ヶ根市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の . . . P 24
運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

5 協議事項

(1) 第2次駒ヶ根市教育振興基本計画(素案)について

(2) 第2期駒ヶ根市子ども・子育て支援事業計画(素案)について

6 報告事項

(1) 駒ヶ根市公立学校教職員組合からの要望書について . . . P 26

(2) 行事共催等承認申請の専決処分について . . . P 32

7 その他

8 閉 会

令和元年度 第8回駒ヶ根市定例教育委員会 11月26日(火) 教育長報告

いざ子ども はしりありかん 玉霞(松尾芭蕉)

【意味】さあ子どもたちよ、走り回ろう、あられがふってきたよ

子どもは風の子と昔から言われますが、現代はどうでしょうか。冬になり、頬を紅くして外で遊んでいる子どもの姿は、ほとんど見かけません。下手に外遊びを勧めれば、風邪を引いたら誰が責任を取ってくれるのかという話になってしまいます。世知辛い世の中です。しかし、子どもは太陽の下で、寒くても伸び伸びと遊ばせたい。そう願うのは、無理な注文なのでしょうか。



◆県教委から 11/11(月)市町村教委連絡協議会

■挨拶

《有賀課長》

- ・買春事案(10/23)、東須磨の教員間のいじめ等、教員に対する世間の厳しい目。
- ・子どもは未熟な存在である。子どもは育つものである。

《北原会長》 台風19号被害に絡めて

- ・校歌を歌いながら漂流を乗り越えた「諫早の少女」の話(唐木順三)
- ・大きな力を小さなところから(6名のLINEが50名を救う 等)

■非違行為根絶に向けて

- ・「自校の児童・生徒へのわいせつな行為に係る検証報告書」(10/28付)を精読、自己を振り返ると共に学校環境などを見つめ直す機会に。自分事として自覚することで再発防止につなげる。

■学校管理、安全指導

①学校運営

- ・学級の閉鎖性の打破
- ・学校事故の初期対応の重要性
- ・不登校生への一層の具体的取り組みを
- ・教師自身の人権感覚を磨く
- ・差別事象を生まない気風づくり
- ・わいせつな行為、ハラスメントへの対応

②教職員の事故

- ・交通事故予防を 10月の5件のうち3県が追突事故
- ・体罰・セクハラ 体罰5件、教育実習生へのセクハラ1件

③児童生徒の事故

- ・食中毒の発生 保健厚生課の様式で、保健厚生課と義務教育課へ提出
(※事故報告で南信教事に提出するのではない)

《県教委への質問》

Q「キャリアパスポートの様式について」

A 市町村ごと。統一しなくて良い。

Q「長野県中学校文化部活動のあり方に関する方針(仮)」12月中に確定、令和2年運用開始は早急で無理

A 検討



◆最近の出来事から

その一

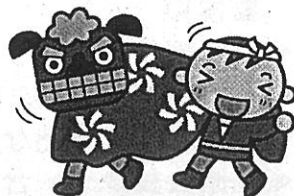
日本体育大学の研究発表を見る機会を得ました(11/13)。駒ヶ根市との交流があることから、招待状をいただいたのです。日本一の体育専門大学だけあり、見事な発表の連続でした。素人にもわかりやすく、運動のポイントを楽しく披露してくれました。来年のオリンピック・パラリンピック候補選手の紹介もあり、会場は盛り上がりました。

観戦中、小学生二人と母親が、私たちの席の前方の通路を移動しているときのことです。弟を先頭に母親、本人と続けました。観客がいる中、まえの二人は、堂々と横切っていきました。最後尾の姉は、前屈みになって、「失礼します」という仕草で、母親の後をついていきました。

情けない母親だなあという思いと共に、未来は明るいなあという思いが交錯しました。思いやりは他人のために「思い」を「遣る」こと。彼女の思いは確かに届きました。よく人の前を横切るとき、手刀を切って通る人がいますが、同様です。そんな姿が、小学生の子どもの姿の中に発見できたことが、何ともうれしかったです。

その二

長野県青少年ボランティア協会南信ブロック研修会に来賓として参加したときの駒ヶ根警察署長亘さんの話。「自分は佐久出身で千曲に居を構えている。長野方面の勤務が多く、初めて駒ヶ根に来て驚いたことがある。横断歩道を渡るときと渡り終えたときに、子どもが会釈をしてくれることに大変驚いた。小学生ならまだしも、中学生がもきちんとできるので益々びっくりした。長野では全く見ない光景だ。素晴らしい」



ああ、またその話かという一方で、児童生徒が褒められたことにうれしさを隠しきれなかった。「ああ、これこそ、駒ヶ根の子どもたちの特長(特色)ではないか」と。私たちには当たり前で見慣れた光景でも、他郡の人には驚きとして映るらしい。

しかし、この「当たり前」を冷静に考えてみたら、「すごいこと」の一語に尽きることがわかる。あまりに生活に溶け込んでいるので、「普通」に思ってしまうが、誰も見ていなくても、各々が、一人でも挨拶(会釈)できることは素晴らしいことである。

これを内から育つ姿と言わず何と言うのだろうか。誇りうることとして次世代に継承していきたいものです。

10/30 夕方のこと。本庁の会議を終えて、南庁舎に戻る途中、母子の会話が耳に入った。「あ、オレンジ色だ」「本当だ。オレンジ色してるね」親子の見ている方向を見ると夕焼けが東の空に浮かぶ雲に反射して、確かにオレンジ色に輝いていた。

思えば、近ごろこんな会話を耳にしたことがない。身の回りの自然の不思議に気づいた子どもの感性に、母親が自然に応じている。この自然な関係が今失われているのではないだろうか。

素直に感じたことを言葉にしたあの2歳くらいの子は、伸び伸びと安心して育っていくだろう。この際、母親の姿勢にも目を向けたい。この親の元で、あの子は立派に成長するに違いないと感じた。

不登校、引きこもりの鍵は親の姿勢だという。今こそ、親に警鐘を鳴らし、幼少時からの親のあり方を見つめ直す機会にしてほしいものである。

11月分 教育委員会事務事業計画

2019年11月25日

	曜日	時刻	事業内容	摘要
1	金	13:30	園長会[保健センター第1会議室]	子ども課
2	土		東伊那公民館文化祭[東伊那公民館]～3日	教育長
			中沢公民館文化祭[中沢公民館]～3日	教育長
			文化センターホーム祭[文化センター]～3日	教育長
3	日		おいでなんしょ祭り[JA駒ヶ根支所]	子ども課長
4	月			
5	火	9:00	庁議[応接室]	教育長、次長
		15:30	不登校児童生徒支援委員会[保健センター大会議室]	教育長、次長、子ども課
6	水	9:30	市内校長会[赤穂中学校]	教育長、次長、両課長
		13:30	図書館協議会[文化センター]	教育長、次長、社会教育課
		17:30	教職員組合要望書提出[南庁舎大会議室]	教育長、次長、子ども課
7	木	19:00	青少年育成委員会研修会	社会教育課
8	金	9:30	文化財団理事会[文化センター]	教育長、次長、社会教育課
		10:00	行政視察(都留市・子ども課関係)	子ども課
		13:00	上伊那社会教育関係者懇談会[伊那]	教育長、社会教育委員、教育委員、公民館、次長、両課
		14:00	民生児童委員協議会[南庁舎大会議室]	子ども課長
		18:30	食物アレルギー講演会[本庁大会議室]	子ども課
		18:30	町4区市政懇談会[やまびこ荘]	次長
9	土	13:30	駒展・ジュニア駒展オープニングセレモニー[博物館]～24日	教育長、次長、社会教育課
10	日			
11	月	13:00	市町村教委連絡会[伊那合庁]	教育長、職務代理
		15:30	特別支援教育コーディネーター連絡会[保健センター大会議室]	子ども課
			文化財団研修会[東京]～12日	次長、社会教育課
12	火			
13	水	9:45	地域交流センター外部監査[第5会議室]	次長、社会教育課
		13:00	長野県市町村教委連絡協議会代議員会[長野市教育センター]	教育長代理
		16:30	日本体育大学発表実演会[横浜]	教育長、社会教育課
14	木			
15	金	16:00	日本体育大学 自治体フォーラム2019[東京]	社会教育課
16	土	8:40	東中学校「ふるさとの日」[東中]	教育長
17	日	9:30	ジュニア駒展表彰式[博物館]	教育長、次長、社会教育課
		17:00	県縦断駅伝反省懇談会[JA上伊那本所]	教育長
18	月	10:00	交付税起債監査[本庁大会議室]～19日	子ども課、社会教育課
		15:00	子ども・子育て会議[南庁舎大会議室]	教育長、次長、子ども課
		18:30	小町屋区市政懇談会[小町屋公民館]	次長
19	火			
20	水			
21	木	18:30	ハーフマラソン実行委員会[南庁舎大会議室]	次長、社会教育課
22	金	9:00	部課長会[本庁大会議室]	教育長、次長、両課長
23	土			
24	日	10:30	市民音楽祭	教育長
25	月	15:00	文化芸術懇談会[本庁第5会議室]	教育長、次長、社会教育課
26	火	14:00	定例教育委員会[保健センター大会議室]	教育委員、教育長、次長、両課長
27	水			
28	木	10:00	議会全員協議会(予定)	教育長、次長、子ども課、社会教育課
		18:30	赤穂中学校校区地区教育懇談会[赤小]	教育長
29	金	14:30	就園就学支援委員会[南庁舎大会議室]	教育長、次長、子ども課
		16:00	民生児童委員退任式[アイパル]	子ども課
30	土			

12月分 教育委員会事務事業計画

2019年11月25日

	曜日	時刻	事業内容	摘要
1	日			
2	月	9:00	民生児童就任式[本庁大会議室]	
		10:00	12月議会開会(予定)	教育長、次長
3	火		園長会[]	子ども課
4	水	9:30	市内校長会[東中]	教育長、次長、両課長
5	木	13:30	文化財団理事会[文化センター]	教育長、次長、社会教育課
		15:30	文化財団評議員会[文化センター]	教育長、次長、社会教育課
6	金	14:00	民生児童委員会定例会[]	子ども課
7	土	15:00	エルシステマ子ども音楽祭[文化センター]	教育長、次長、社会教育課
8	日			
9	月	9:00	赤穂保育園除幕式[赤穂保育園]	教育長
10	火			
11	水			
12	木	10:00	議会一般質問(予定)	教育長、次長
13	金	10:00	議会一般質問(予定)	教育長、次長
14	土			
15	日			
16	月		議会委員会(予定)	次長、両課
		18:00	中学生ネパール派遣壮行会[本センター大会議室]	教育長
17	火		議会委員会(予定)	次長、両課
18	水			
19	木			
20	金	10:00	12月議会閉会(予定)	教育長、次長
		15:45	外国語活動冬の研修会[南庁舎大会議室]	
21	土			
22	日			
23	月	10:00	児童・家庭児童相談体制強化に向けた地域懇談会[伊那合同庁舎]	子ども課
24	火	14:00	定例教育委員会[保健センター大会議室]	教育長、次長、両課
25	水			
26	木			
27	金			
28	土			
29	日			
30	月			

令和元年度 12月議会補正予算(第4号)の概要

【一般会計補正予算(第4号)予算規模】 164,088千円 (15,893,973千円 → 16,058,061千円)

令和元年度 一般会計補正予算(第4号)

【歳出】

(単位:千円)

No.	課名	区分	内容	補正額		
16	子ども	新規	小学校学習指導書 令和2年度に行われる学習指導要領の改訂により必要となる小学校教師用指導書等を購入するための予算を計上します。	補正額	9,937	
				特定財源		
				一般財源	9,937	
17	子ども	拡充	全国中学校体育大会等出場団体補助金 全国中学校体育大会新体操選手権大会に出場した選手及び北信越中学校駅伝競走大会に出場した選手に対して補助を行うための予算を計上します。 (単位:千円)	補正額	540	
				特定財源		
				一般財源	540	
			項 目	金 額	備 考	
			新体操選手権大会(8/23-25・奈良県)	215	赤穂中	
			駅伝競走大会(11/23・松本市)	325	赤穂中・東中	
			合 計	540		

No.	課名	区分	内容	補正額				
18	都市計画 社会教育	新規	地域交流センター等整備事業等の工事費変更(継続費)	補正額	20,000			
			全国的な建設材料不足を要因とする工期の延長と、事業費の増加に関連する予算を計上します。	特定財源	国支出金 △ 84,000			
				起債	93,600			
				一般財源	10,400			
			【駒ヶ根駅前広場整備事業】	(単位:千円)	社会資本整備総合交付金 (補助率1/2) 公共事業等債 ▲81,000千円 公共施設等適正管理推進事業債 +93,600千円			
			補正	年度	年割額	国・県支出金	市債	一般財源
			補正前	H30	150,000	75,000	67,500	7,500
				R1	180,000	90,000	81,000	9,000
				合 計	330,000	165,000	148,500	16,500
			補正後	H30	150,000	75,000	67,500	7,500
R1	164,854	164,854		0	0			
合 計	314,854	239,854		67,500	7,500			
差引 ①	H30	0	0	0	0			
	R1	▲ 15,146	74,854	▲ 81,000	▲ 9,000			
	合 計	▲ 15,146	74,854	▲ 81,000	▲ 9,000			
【地域交流センター(赤穂公民館)等整備事業】	補正	年度	年割額	国・県支出金	市債	一般財源		
補正前	H30	243,000	121,500	109,200	12,300			
	R1	1,415,000	707,500	636,700	70,800			
	合 計	1,658,000	829,000	745,900	83,100			
補正後	H30	243,000	121,500	109,200	12,300			
	R1	1,450,146	548,646	811,300	90,200			
	R2	0	0	0	0			
合 計	1,693,146	670,146	920,500	102,500				
差引 ②	H30	0	0	0	0			
	R1	35,146	▲ 158,854	174,600	19,400			
	R2	0	0	0	0			
	合 計	35,146	▲ 158,854	174,600	19,400			
【差引合計(①+②)】	補正	年度	年割額	国・県支出金	市債	一般財源		
差引 ①+②	H30	0	0	0	0			
	R1	20,000	▲ 84,000	93,600	10,400			
	R2	0	0	0	0			
	合 計	20,000	▲ 84,000	93,600	10,400			

【繰越明許費】

(単位 千円)

款	事業名	金額
土木費	橋梁長寿命化修繕事業	85,280
教育費	地域交流センター(赤穂公民館)等附帯設備整備事業	11,300

駒ヶ根市公民館条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
 条 例 第 号

駒ヶ根市公民館条例（昭和54年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中「上穂南2番11号」を「上穂栄町23番3号」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第7条関係）

赤穂公民館使用料

1 講堂

区分		午前	午後	夜間	昼間	昼夜	全日	超過 時間
		午前 9 時から 正午ま で	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで	午前 9 時から 午後 5 時まで	午後 1 時から 午後 10 時まで	午前 9 時から 午後 10 時まで	1 時間 につき
講堂	平日	円 5,000	円 7,000	円 9,000	円 12,000	円 16,000	円 21,000	円 2,000
	土曜日 、日曜 日及び 休日	7,000	10,000	12,000	17,000	22,000	29,000	2,500

（備考）

- 1 「平日」とは、月曜日から金曜日（2に規定する休日を除く。）をいう。
- 2 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 3 営利又は営業のために使用する場合の使用料の額は、当該区分に定める額の3倍の額とする。
- 4 入場料を徴収しないで営利又は営業のために使用する場合の使用料の額は、当該区分に定める額の100分の160に相当する額とする。
- 5 練習又は準備のために使用する場合の使用料の額は、当該区分に定める額（3及び4に該当する場合にあっては、3及び4において算出された額）の100分の60に相当する額とする。
- 6 4及び5において算出された額に100円未満の端数があるときは、切り捨てる。

2 プレイルーム等

区分	午前 8 時 30 分から正	正午から午後 5 時ま	午後 5 時から午後 10
----	----------------	-------------	---------------

	午まで	で	時まで
プレイルーム	円 800	円 1,200	円 1,500
創作室	900	1,300	1,600
窯室	200	200	300
小会議室 1 小会議室 2	200	200	300
学習室 1 学習室 2	1,200	1,700	2,200
学習室 3 学習室 4	700	1,000	1,200
和室	800	1,100	1,400
視聴覚室	1,000	1,400	1,700

(備考)

- 1 営利又は営業のために使用する場合の使用料の額は、当該区分に定める額の 3 倍の額とする。
- 2 学習室 2 の半室を使用する場合は、使用料の額の 2 分の 1 の額とする。
3. 附属設備等

区分	使用料
附属設備を使用する場合	市長が別に定める額
冷房又は暖房を使用する場合	
電気器具の持込みをして電力を使用する場合	

(備考) 電力の使用料は、講堂を使用する場合に限る。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

駒ヶ根市公民館条例 新旧対照表

改正前

駒ヶ根市公民館条例

昭和54年3月23日
条例第24号

(設置並びに名称及び位置)

第2条 市に公民館を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
駒ヶ根市立赤穂公民館	駒ヶ根市上穂南2番11号
略	

2 略

別表第1 (第7条関係)

赤穂公民館使用料

区分	午前8時30分から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
	円	円	円
大会議室	1,200	1,600	2,600
中会議室	700	900	1,700
小会議室	600	700	1,200

改正後

駒ヶ根市公民館条例

昭和54年3月23日
条例第24号

(設置並びに名称及び位置)

第2条 市に公民館を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
駒ヶ根市立赤穂公民館	駒ヶ根市上穂栄町23番3号
略	

2 略

別表第1 (第7条関係)

赤穂公民館使用料

1 講堂

区分	午前	午後	夜間	昼間	昼夜	全日	超過時間
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで	1時間につき

改正前

講堂	4,400	5,900	8,900
営利又は営業を 目的とする場合	各欄に定める額の3倍の額		

(備考) 器具、備品については、市長が別に定める額とする。

改正後

講堂		円 5,000	円 7,000	円 9,000	円 12,000	円 16,000	円 21,000	円 2,000
平日					0	0	0	
土曜日、日曜日及び休日		7,000	10,000	12,000	17,000	22,000	29,000	2,500

(備考)

- 1 「平日」とは、月曜日から金曜日（2に規定する休日を除く。）をいう。
- 2 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日という。
- 3 営利又は営業のために使用する場合の使用料の額は、当該区分に定める額の3倍の額とする。
- 4 入場料を徴収しないで営利又は営業のために使用する場合の使用料の額は、当該区分に定める額の100分の160に相当する額とする。
- 5 練習又は準備のために使用する場合の使用料の額は、当該区分に定める額（3及び4に該当する場合にあっては、3及び4において算出された額）の100分の60に相当する額とする。
- 6 4及び5において算出された額に100円未満の端数があるときは、切り捨てる。

2 プレイルーム等

区分	午前8時30分から 正午まで	正午から午後5時 まで	午後5時から午後 10時まで
----	-------------------	----------------	-------------------

改正前

改正後

	円	円	円
プレイル ーム	800	1,200	1,500
創作室	900	1,300	1,600
窯室	200	200	300
小会議室 1 小会議室 2	200	200	300
学習室1 学習室2	1,200	1,700	2,200
学習室3 学習室4	700	1,000	1,200
和室	800	1,100	1,400
視聴覚室	1,000	1,400	1,700

(備考)

- 1 営利又は営業のために使用する場合の使用料の額は、当該区分に定める額の3倍の額とする。
- 2 学習室2の半室を使用する場合は、使用料の額の2分の1の額とする。

改正前	改正後						
	3 附属設備等 <table> <tr> <th>区分</th><th>使用料</th></tr> <tr> <td>附属設備を使用する場合</td><td rowspan="3">市長が別に定める額</td></tr> <tr> <td>冷房又は暖房を使用する場合</td></tr> <tr> <td>電気器具の持込みをして電力を使用する場合</td></tr> </table> (備考) 電力の使用料は、講堂を使用する場合に限る。	区分	使用料	附属設備を使用する場合	市長が別に定める額	冷房又は暖房を使用する場合	電気器具の持込みをして電力を使用する場合
区分	使用料						
附属設備を使用する場合	市長が別に定める額						
冷房又は暖房を使用する場合							
電気器具の持込みをして電力を使用する場合							

駒ヶ根市地域交流センター条例

（令和 年 月 日）
（条 例 第 号）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づき、地域交流センターの設置及び管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 住民の相互交流並びに教育及び文化芸術の向上を図るため、駒ヶ根市地域交流センターを次のとおり設置する。

名称	位置
駒ヶ根市地域交流センター	駒ヶ根市上穂栄町23番3号

（指定管理者の業務の範囲）

第3条 駒ヶ根市地域交流センター（以下「地域交流センター」という。）の文化芸術に係る業務は、教育委員会が指定する指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 前条に規定する設置の目的を達成するために必要な事業の企画及び実施に関する業務
- (2) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 利用の許可に関する業務
- (4) 利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の徴収に関する業務
- (5) その他教育委員会が定める業務

（利用の許可）

第4条 地域交流センターを利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の利用の許可について必要な条件を付することができる。

（利用の制限等）

第5条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可をせず、既に許可をしたものについては取消し、又は利用を停止することができる。

- (1) 風紀又は秩序を乱し、公益を害するおそれがあるとき。
- (2) 建物及び附属施設を毀損するおそれがあるとき。
- (3) 利用目的以外に利用するおそれがあるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、管理上不相当と認めるとき。

（利用料金）

第6条 第4条第1項の規定により、利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、別表の利用料金を納付しなければならない。ただし、指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、利用料金を減免することができる。

- 2 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の還付)

第7条 既に納めた利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償の義務)

第8条 利用者は、地域交流センターの利用に際して施設若しくは器具等を毀損し、又は滅失したときは、市長が認定する損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めたときは、その額を減免することができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(駒ヶ根総合文化センター条例の一部改正)

- 2 駒ヶ根総合文化センター条例（昭和61年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 駒ヶ根市地域交流センター

(駒ヶ根市文化会館条例の一部改正)

- 3 駒ヶ根市文化会館条例（昭和61年条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

小会議室	700	900	1,700
工作室	1,200	1,600	2,600
視聴覚室	2,000	3,000	4,100

」

を

「

工作室	700	1,200	1,500
大会議室	1,000	1,700	2,100

」

に改める。

(駒ヶ根市勤労青少年ホーム条例の一部改正)

- 4 駒ヶ根市勤労青少年ホーム条例（昭和60年条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表中

相談室	円 600	円 700	円 1,200
音楽室 講習室 集会室 図書室	700	900	1,700
料理実習室	1,200	1,600	2,600

を

相談室	円 300	円 400	円 500
音楽室	600	800	1,000
講習室 集会室	600	900	1,100
図書室	500	800	1,000
料理実習室	1,300	1,900	2,400

に改める。

（駒ヶ根女性ふれあい館条例の一部改正）

5 駒ヶ根女性ふれあい館条例（昭和60年条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表中

相談室 茶室 和室（小）	600	700	1,200
和室（大） 図書室	700	900	1,700
料理実習室	1,200	1,600	2,600

を

相談室	300	400	500
茶室	200	300	400
和室	900	1,200	1,500
図書室	500	800	1,000
料理実習室	1,300	1,900	2,400

に改める。

別表（第6条関係）

1 ホール

利用区分		利用料金						
		午前	午後	夜間	昼間	昼夜	全日	超過時間
		午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで	午前 9 時から 午後 5 時まで	午後 1 時から 午後 10 時まで	午前 9 時から 午後 10 時まで	1 時間につき
ホール	平日	円 5,000	円 7,000	円 9,000	円 12,000	円 16,000	円 21,000	円 2,000
	土曜日、日曜日及び休日	7,000	10,000	12,000	17,000	22,000	29,000	2,500

（備考）

- 1 「平日」とは、月曜日から金曜日（2に規定する休日を除く。）をいう。
- 2 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 3 営利又は営業のために利用する場合の利用料金の額は、当該区分に定める額の3倍の額とする。
- 4 入場料を徴収しないで営利又は営業のために利用する場合の利用料金の額は、当該区分に定める額の100分の160に相当する額とする。
- 5 練習又は準備のために利用する場合の利用料金の額は、当該区分に定める額（3及び4に該当する場合にあっては、3及び4において算出された額）の100分の60に相当する額とする。

6 4及び5において算出された額に100円未満の端数があるときは、切り捨てる。

2 プレイルーム等

区分	利用料金		
	午前8時30分から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
プレイルーム	円 800	円 1,200	円 1,500
創作室	900	1,300	1,600
窯室	200	200	300
小会議室1 小会議室2	200	200	300
学習室1 学習室2	1,200	1,700	2,200
学習室3 学習室4	700	1,000	1,200
和室	800	1,100	1,400
視聴覚室	1,000	1,400	1,700

(備考)

1 営利又は営業のために利用する場合の利用料金の額は、当該区分に定める額の3倍の額とする。

2 学習室2の半室を利用する場合は、利用料金の額の2分の1の額とする。

3 附属設備等

区分	利用料金
附属設備を利用する場合	市長が別に定める額
冷房又は暖房を利用する場合	
電気器具の持込みをして電力を利用する場合	

(備考) 電力の利用料金は、ホールを利用する場合に限る。

駒ヶ根総合文化センター条例 新旧対照表（附則第2項関係）

改 正 前	改 正 後
駒ヶ根総合文化センター条例 昭和61年3月28日 条例第7号 （施設の構成） 第3条 駒ヶ根総合文化センター（以下「総合文化センター」という。） は、次の施設により構成する。 (1) 略 <u>(2)</u> 略 <u>(3)</u> 略 <u>(4)</u> 略 <u>(5)</u> 略	駒ヶ根総合文化センター条例 昭和61年3月28日 条例第7号 （施設の構成） 第3条 駒ヶ根総合文化センター（以下「総合文化センター」という。） は、次の施設により構成する。 (1) 略 <u>(2)</u> <u>駒ヶ根市地域交流センター</u> <u>(3)</u> 略 <u>(4)</u> 略 <u>(5)</u> 略 <u>(6)</u> 略

駒ヶ根市文化会館条例 新旧対照表 (附則第3項関係)

改正前

駒ヶ根市文化会館条例

昭和61年3月28日
条例第8号

別表 (第6条関係)

区分	利用料金		
	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
展示室	4,100円	5,600円	8,600円
小会議室	700	900	1,700
工作室	1,200	1,600	2,600
視聴覚室	2,000	3,000	4,100
ロビー	午前9時から午後10時まで 10,500円		

改正後

駒ヶ根市文化会館条例

昭和61年3月28日
条例第8号

別表 (第6条関係)

区分	利用料金		
	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
展示室	4,100円	5,600円	8,600円
工作室	700	1,200	1,500
大会議室	1,000	1,700	2,100
ロビー	午前9時から午後10時まで 10,500円		

駒ヶ根市勤労青少年ホーム条例 新旧対照表 (附則第4項関係)

改 正 前				改 正 後			
駒ヶ根市勤労青少年ホーム条例				駒ヶ根市勤労青少年ホーム条例			
昭和60年3月26日 条例第10号				昭和60年3月26日 条例第10号			
別表 (第6条関係)				別表 (第6条関係)			
区分	午前8時30分から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで	区分	午前8時30分から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
相談室	円 600	円 700	円 1,200	相談室	円 300	円 400	円 500
音楽室	700	900	1,700	音楽室	600	800	1,000
講習室				講習室	600	900	1,100
集会室				集会室			
図書室				図書室	500	800	1,000
料理実習室	1,200	1,600	2,600	料理実習室	1,300	1,900	2,400
略				略			

駒ヶ根女性ふれあい館条例 新旧対照表（附則第5項関係）

改 正 前				改 正 後			
駒ヶ根女性ふれあい館条例				駒ヶ根女性ふれあい館条例			
昭和60年3月26日 条例第11号				昭和60年3月26日 条例第11号			
別表（第6条関係）				別表（第6条関係）			
区分	午前8時30分 から正午まで	正午から午後5 時まで	午後5時から午 後10時まで	区分	午前8時30分 から正午まで	正午から午後5 時まで	午後5時から午 後10時まで
相談室	円 600	円 700	円 1,200	相談室	円 300	円 400	円 500
茶室				茶室	200	300	400
和室（小）				和室	900	1,200	1,500
和室（大）	700	900	1,700	図書室	500	800	1,000
図書室				料理実習室	1,300	1,900	2,400
料理実習室	1,200	1,600	2,600	略			
略							

駒ヶ根市児童発達支援施設条例の一部を改正する条例

令和	年	月	日
条 例	第	号	

駒ヶ根市児童発達支援施設条例（平成17年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中「下平3844番地1」を「上穂栄町23番3号」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

駒ヶ根市児童発達支援施設条例 新旧対照表

改正前	改正後								
駒ヶ根市児童発達支援施設条例 平成17年3月24日 条例第9号 (名称及び位置) 第3条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。	駒ヶ根市児童発達支援施設条例 平成17年3月24日 条例第9号 (名称及び位置) 第3条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="136 539 712 611">名称</th><th data-bbox="712 539 1133 611">位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="136 611 712 686">駒ヶ根市児童発達支援施設つくし園</td><td data-bbox="712 611 1133 686">駒ヶ根市<u>下平3844番地1</u></td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	駒ヶ根市児童発達支援施設つくし園	駒ヶ根市 <u>下平3844番地1</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1162 539 1727 611">名称</th><th data-bbox="1727 539 2159 611">位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1162 611 1727 686">駒ヶ根市児童発達支援施設つくし園</td><td data-bbox="1727 611 2159 686">駒ヶ根市<u>上穂栄町23番3号</u></td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	駒ヶ根市児童発達支援施設つくし園	駒ヶ根市 <u>上穂栄町23番3号</u>
名称	位置								
駒ヶ根市児童発達支援施設つくし園	駒ヶ根市 <u>下平3844番地1</u>								
名称	位置								
駒ヶ根市児童発達支援施設つくし園	駒ヶ根市 <u>上穂栄町23番3号</u>								

駒ヶ根市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

〔令和 年 月 日〕
〔条 例 第 号〕

駒ヶ根市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
(平成26年条例第27号)の一部を次のように改正する。

第2条中「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」を「特定
教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に關
する基準」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

駒ヶ根市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

改正前	改正後
駒ヶ根市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 平成26年12月17日 条例第27号 (特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準) 第2条 法第34条第2項及び第46条第2項に規定する基準は、<u>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準</u>（平成26年内閣府令第39号）に定めるところによる。	駒ヶ根市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 平成26年12月17日 条例第27号 (特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準) 第2条 法第34条第2項及び第46条第2項に規定する基準は、<u>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準</u>（平成26年内閣府令第39号）に定めるところによる。

○今年度の重点要望として

＜学校における働き方改革推進のための基本方針について＞

・昨年度より、夏季休業中のお盆休みには学校閉庁日を設けていただきました。教職員の働き方改革について考え、施策を実施していただきありがとうございます。また、今年度から改正労働基準法がスタートし、これをもとに「上限ガイドライン」が示されました。在校等時間を記録するためにタイムカードを導入するなど、引き続き、教職員の長時間勤務解消に向けて、検討していただきたいと思っています。

1 学校施設・設備について

(1) 破損・不備・老朽化への対応について

学校施設・設備が心地よく整っていることは、教育活動を進めていくため、より教育効果を高めるために必要不可欠です。毎年、学校からの求めに応じ、計画的に予算化していただき、対応くださっていることに感謝申し上げます。特に今年度は全ての学校にエアコンを取り付けていただきました。児童生徒の学習環境を改善していただいた点、大変感謝しております。

すぐには改善とならない面もありますが、破損・不備・老朽化によって、子どもたちが学校生活を送り、教職員が教育活動を進めていく上で、負担や危険を感じることも多くあるのが実状です。今後も計画的な予算化や対応をお願いします。

・【各校から】

○赤穂小学校

・エアコンの取り付け、ありがたいです。(電気代が心配です。)

○赤穂東小学校

- ・小プールはプールサイドのひびわれから道路側壁面に水が漏れている現状です。また、大プールでも地中で漏れの疑いがあります。プールの改修及び原因調査をお願いしたいです。
- ・体育館のステージ上、体育館につながる石渡り廊下、南校舎西側階段部、特別支援教室の一部で雨漏りがあります。対応をお願いしたいです。
- ・昨年度に中庭(ふれあいの広場)のビオトープのコンクリートが割れてしまったのか、水漏れをしてしまい、水がたまらない状態です。学区内の建設業者に見積もりを出してもらったところ、約40万ほど費用はかかるとの話でした。子どもたちに、水中の生き物と触れ合える環境の復活を願っています。
- ・雨の日に廊下の床面等に結露が発生し、特に1階部では廊下が大変滑りやすく危険な状況があります。また、北校舎3階の西側部廊下近辺では、廊下だけでなく壁面等にも広範囲に結露が発生しています。対応をお願いしたいです。

○赤穂南小学校

- ・できる限りの予算で素早く対応してくださっていてとても感謝しています。(赤穂南小平成30年度校庭斜面ののり面工事・柵の棒、修繕など)
- ・屋根の塗装(錆びる前の方が雨漏り防止になる)、床のワックス、トイレの水洗の流れを改善していただきたい。
- ・トイレが和式しかないのので洋式の便座にしていきたい。
- ・体育館の床がボロボロ。けがをする児童が出ないか心配です。修繕をお願いします。

○中沢小学校

- ・エアコンを各教室に取り付けていただけてありがたいです。ぜひ、職員室等にもお願いしたい。

○東中学校

- ・体育館の全面改築を検討していただきたい。
- ・校庭に照明を設置していただきたい。
- ・竜東センターの改築をお願い致します。ぎりぎりの衛生管理です。
- ・校庭に電気が通るようにしていただきたい。

(2) 放送機器の更新、整備について

学校の放送設備は、日々の連絡だけでなく、児童会・生徒会活動、各種行事の運営上も欠かせません。また、緊急時の連絡など、子どもたちを災害や不審者から守るためにも重要です。放送機器については、莫大な予算が必要であり、昨年度の回答でも「計画的に予算化するよう努める」との回答を各校でいただいています。昨年度に引き続き、放送機器の更新、個々の故障、不備への対応をぜひお願いします。

【各校から】

○赤穂東小学校

- ・緊急放送時、低学年広場に放送が聞こえにくいので、校地内に放送がしっかりと届けられるように放送機器を整備して頂けるとありがたいです。
- ・放送機器が古く、いつ止まってしまうかも分からないとヒヤヒヤしながら放送をしています。特に、冬場は調子が悪く、放送を流せない場合があります。

○中沢小学校

- ・放送器具が古いため、音が途切れてしまい、当番児童が操作に苦労することが多いです。また、故障により映像が映らないので新しくしていただきたい。

(3) 冬季の生活について

校内の清掃では、最低限のお湯の使用にとどめ、児童・生徒は、自分たちの学校をきれいにしようと、清掃活動に取り組んでいます。また、エコ活動の一環として、日光でペットボトルの水を温める装置を利用して、灯油使用の削減に努めている学校もあります。冬期の清掃時にお湯が使用できるよう、温水器の設置、増設をお願いします。

2 教職員の配置及び勤務条件について

県費の教職員だけでは、児童・生徒の教育、学校生活を十分に支えていくことは難しいのが現状です。そこで、駒ヶ根市においても市独自の教職員（学校事務職員、学校用務員、特別支援教育支援員、生徒相談員、専科教員、中間教室適応指導員、子どもと親の相談員、不登校生徒支援員）を配置していただいております。大変感謝しております。

今後も、教職員全体で連携して、児童・生徒の諸課題に対応していくために、市独自の教職員の配置を継続していただくとともに、さらに時間数、配置数の拡大をお願いします。

(1) 特別支援教育支援員、不登校生徒支援員の増員について

特別支援学級在籍の児童・生徒や集団不適應の児童・生徒への対応について、市費の教職員の力が大きいです。個別の対応が多く、勤務時間を超えて対応したり、夜の支援会議にも出席したりしている状況なので、今後もこの状況であれば、ぜひ対応する教職員を増やしていただくよう、県への要望もあわせてお願いします。また、市費の職員が多様な対応を正規職員と同様にしていることを考えると、さらなる手当の引き上げをお願いします。

自・情障学級がない学校では、発達障がいやその傾向のある児童が通常級のみで学習している現状があります。支援員の増員をお願いします。

(2) 市費講師・支援員の行事引率について

日常の中で、市費講師や支援員の先生のサポートは、児童・生徒にとって欠かせません。行事の引率が許されず、他の職員が当日だけ引率しても、人間関係や信頼関係が築けておらず、支援が困難なことがあります。市費講師や支援員の行事引率を認めていただけるようお願いします。

(3) 養護教諭不在時代替・補助パートについて

養護教諭不在時における代替措置日数について、10日間にさせていただいており、ありがとうございます。 (赤穂中学校は県費で養護教諭が2名配置となっているため赤穂中を除く)。他の教職員の場合、職免、年休が事前に分かっているれば、校内体制で補充も可能ですが、児童・生徒の急な怪我や病気に対応する養護教諭の場合、他の教職員では充分に対応できません。養護教諭の代替条件の緩和をお願いします。

また、代替者の確保についても引き続き対応をお願いします。

(4) 外国語活動へのALTの配置について

小学校外国語活動・外国語のためにALTを配置していただき、より楽しく実践的な授業を行えています。ぜひ、来年度も引き続きALTの配置をお願いします。また、小学校外国語活動・外国語授業の円滑な実施、より内容の濃い授業構築、教師の授業準備の負担軽減や外国語活動の専門性をより高めるために、支援員の増員をお願いします。

【各校から】

○赤穂小学校

- ・学習習慣形成、相談員の先生方等の職員数の維持をお願いします。
- ・勤務時間外の時間割り振りの推進をお願いします。
- ・支援員の先生方等の職員数の維持をお願いします。

○赤穂東小学校

- ・様々な市独自の教職員配置へのご協力をありがとうございます。
- ・学級数が減っていくと支援員がつかなくなります。引き続き、市費による支援員をつけていただけるとありがたいです。

○赤穂南小学校

- ・登校しぶりの児童への対応、増加傾向のある特別な支援を必要とする児童への個別の支援など、学級担任だけでは対応しきれないことが多いです。現2年生は30名の2クラスなので学習習慣形成支援員が配当されず、個別の支援が必要な児童に担任がかかりきりになってしまい学級全体の指導ができない現実があります。支援員を増やしていただけるとありがたいです。
- ・様々なアレルギーをもった児童が増えており、給食配膳時にアレルギー対応を行う職員が一人必要と感じます。職員不足が深刻な現実があります。

○中沢小学校

- ・市費採用で英語専科をお願いしたい。
- ・校務が時間内に終わることは難しい。学級会計を行う方を確保するなど負担の軽減をお願いしたい。また、支援員の増員をお願いしたい。

(5) 会計年度任用職員制度について

来年度4月からの会計年度任用職員制度の運用にともない、市費臨時職員の勤務時間が制限され、十分に子どもと関われなくなる等の恐れがあるとの話を聞いています。学校という特殊な現

場の実情を考慮していただき、市費臨時職員をふくめ、全職員が一丸となって子どもに関わって
いけるような制度の運用を考えていただきたい。

また、制度の導入によって支援員等が減らされることのないようにお願いします。

3 安全教育・安全確保について

(1) 災害時の被害軽減について

昨年度は赤穂小学校体育館の落下防止対策工事を行っていただき、ありがとうございました。
引き続き、体育館天井部に設置されているパネル等、地震の際に落下及び倒壊の危険がないよう
に対応をお願いします。

(2) 緊急地震速報について

緊急地震速報が各教室で聞こえるような設備をお願いします。地震によって停電等になると放
送が聞こえず、情報が行き届かない可能性がありますので、ぜひ放送設備の充実をお願いします。

(3) 通学路について

児童・生徒が登下校する際に、歩道が狭い所があり、車も大変速いスピードで子どもの横を通
るため事故が心配です。また、道幅が狭いため、車の往来が危険な箇所もあります。登下校の安
全のため、道路整備のさらなる充実をお願いします。整備を県に訴えていただけるようお願いし
ます。また、市独自で歩道と車道との境にポールを立てる、子どもの通学路であることの表示等
ができればさらにお願いします。

【各校から】

○赤穂南小学校

・安協、保護者、地域の方々の視線からも協力していただいて危険箇所の洗い直しと、老朽化した
看板や標識などをわかりやすく新しくすることが必要だと思います。

(4) 災害時の通学路確保について

急な土手に囲まれた通学路がたくさんあるので、大雨、台風時の倒木撤去等、今後もすばや
い対応をお願いします。また、これからの積雪時の通学路の確保が心配です。学校職員、PTA 等の協
力体制をとりたいと思いますが、市としても早めの対策をお願いします。

4 各種教育について

(1) コミュニティ・スクールについて

各校で地域の方と連携をして、独自の特色を生かした活動を行ってきています。コミュニティ・ス
クールの運営のために、運営委員会等を多くもつことで教職員が過度の負担にならないようお願いし
ます。

地域の方を招き、体験学習を行っていますが、講師の方がご高齢となり、なかなか学習を継続する
ことが難しくなっています。コミュニティ・スクールの運営に合わせ、今後も長く継続できるコ
ーディネーターの育成をお願いします。

(2) ICTの活用について

導入されたタブレットが有効に活用されるよう、無線 LAN の整備、アプリの導入など活用のための
整備や活用のための人的な支援をお願いします。

授業等でパソコンをする際に、インターネットにつながる教室とつながらない教室があります。学
習で使用するすべての教室に LAN の整備をお願いします。

【各校から】

○赤穂東小学校

- ・来年度から始まるプログラミング教育への対応を考え、早急にパソコン教室のパソコンの入れ替えを行っていただきたいです。
- ・学習内容について教師がより分かりやすい資料を提示したり、児童・生徒が知りたいことを操作して観察したりするなど（例えば算数の図形、数学の関数グラフ、理科の人体等）の教育効果を高めるために、デジタル教科書や周辺機器等の購入に充てる予算を拡充していただきたいです。

○中沢小学校

- ・PC教室にタブレットが導入になるため、タブレット対応のプリンターが使えるようにお願いします。

○東中学校

- ・職員用PCの更新を適切に行っていただきたい。

（3）特別な支援を必要とする児童・生徒への教育について

学習障害や視覚障害のある児童・生徒のため、デジ教科書（※）を、引き続き各校の実態にあわせて活用できるようお願いします。また、活用のための人的な支援をお願いします。

※デジタル録音図書の国際標準規格デジ教科書を採用した教材で、パソコンやタブレット型端末で利用する。学習障害や視覚障害のある児童・生徒が学習しやすいよう、音声聞きながら文字や写真を見たり、文字の大きさや色を変えて読みやすくしたりできる。

WISC-IVの検査用紙の手配や検査の実施、特別な支援を必要とする児童・生徒の相談等、今後も各校の実態にあわせた支援の継続をお願いします。

5 保護者の負担軽減について

（1）生活科、総合的な学習の時間への補助金について

生活科、総合的な学習の時間への補助金の維持をお願いします。

（2）要保護・準要保護家庭の就学援助について

昨年度は新入学生から入学前支給、給食費の補助率の8割への引き上げ及び現物支給の実施と考慮していただいた対応をありがとうございます。現在実施していただいている就学支援は、生活に困窮する家庭にとっても、それを支える学校にとっても大変ありがたいことです。今後も各学校を窓口とした要保護・準要保護家庭の就学援助の継続をお願いします。

（3）貧困状態にある家庭の子どもたちへの学習支援について

経済的に不安定な家庭の子どもたちの声には、家庭生活の中で、学習面・生活面・進学面での不安が多く挙げられています。各学校での放課後学習支援、地域において学習支援を行う場所、人材の支援など、貧困状態にある家庭の子どもたちへの学習支援をお願いします。

6 研修について

タブレット、ICT等の研修の機会や指導者の派遣について

タブレット、ICT等についてハード面での支援は大変ありがたいです。導入されたものに対して現場で活用できるように、研修の機会や指導者の派遣をお願いします。

7 その他について

（1）全国学力・学習状況調査について

全国学力・学習状況調査は競争のための調査ではなく、毎年その結果を、日常の授業のあり方に返していくことを目的ととらえ、分析・考察を通して、学習指導に反映しています。しかし、学校別の数値の結果を公表すれば、自ずと数値だけが一人歩きし、学力調査の結果のみに注目が集まります。駒ヶ根市としましても、引き続き学校別の数値による結果公表はしないようお願いします。

(2) 教職員住宅について

教職員住宅については、台所・トイレ・風呂等の故障箇所をその都度改修していただいています。今後も付帯設備の充実を進めていただくようお願いします。

【各校から】

○赤穂中学校

- ・できましたら教員住宅にエアコンを入れてほしいです。

(3) 学校に配付する催し物等のプリント精選について

学校現場には様々な行事や催し物への参加依頼や広告等がきます。そうした一つひとつのプリント配付から、時には子どもたちへの説明、また申し込む時の事務作業が生じることもあります。引き続き、教育委員会事務局内で検討していただく等の対応をお願いします。

R1.11 定例教育委員会報告 行事共催等承認申請一覧(専決分報告)

区分	受付番号	行事の名称	団体名	開催日	開催場所	承認
後援	1-102	令和元年度駒ヶ根市MIX9バレーボール大会	駒ヶ根市スポーツ協会バレーボール部	令和元年12月1日(日)	赤穂中学校体育館、社会体育館	承認
後援	1-103	子ども用品フリーマーケットin駒ヶ根	子育てサークル連合会	令和元年10月30日(水)	駒ヶ根総合文化センター小ホール	承認
後援	1-104	第67回上伊那郡縦断駅伝競走大会	上伊那ケーブルテレビ協議会	令和元年12月1日(日)	駒ヶ根市役所～辰野町役場	承認
後援	1-105	サンスポート駒ヶ根アクアカーニバル	障がい者スポーツ支援センター駒ヶ根	令和元年12月15日(日)	長野県看護大学プール	承認
後援	1-106	2019冬の第32回山岸めぐみ門下生ピアノ演奏発表会	山岸 めぐみ	令和元年12月21日(土)	駒ヶ根市文化会館大ホール	承認
後援	1-107	第13回こどもといっしょに街の音楽祭	ファミリーサポート・ぐりとぐら	令和元年12月14日(日)	障がい者センター高砂園	承認
後援	1-108	第52回三沢ミュージックスクール発表演奏会	三沢ミュージックスクール	令和元年12月15日(日)	駒ヶ根市文化会館大ホール	承認
共催	1-109	2019/2020シーズンかみいな小学生スキー・スノーボード教室	駒ヶ根スキークラブ	令和元年12月22日(日)	駒ヶ根高原スキー場	承認
後援	1-110	第28回花の道杯小学生バレーボール交流大会	上伊那小学生バレーボール連盟	令和元年11月23日(土)	駒ヶ根市民体育館、赤穂中学校体育館	承認
後援	1-111	わたしのふゆやすみ(仮)写真展	NPO法人山の遊び舎はらぺこ	令和2年2月7日(金)～14日(金)	伊那市図書館1階市民ギャラリー	承認
後援	1-112	ありがとうの書展vol.4	萌香書道会	令和2年1月5日(日)～18日(土)	駒ヶ根市博物館ロビー	承認

共催 1 件
 後援 10 件
 協賛 0 件
 11 件

承認 11 件
 不承認 0 件
 協議中 0 件
 11 件